

意見書

対話の場の総括における寿都住民への聞き取り調査過程で生じた問題

2024年4月26日

高野聡

原子力発電環境整備機構（以下、NUMO）が進めている対話の場の総括における寿都住民への聞き取り調査の過程で問題点が発覚した。小委員会での発言時間ではとても指摘し尽くせるものではないため、ここに列挙する。この問題点は、寿都の住民から直接、当委員（高野）に報告があり、住民自身も問題だと感じた内容を整理したものである。

1. 聞き取り役の選択肢の不提示および第三者専門家の陪席についての説明不足

聞き取り調査では、NUMO が住民に事前に日程調整をする際に、聞き取り役としてファシリテーター・調査会社調査員・NUMO 職員の 3 つの選択肢を提示し、第三者専門家の陪席が可能であることを住民に説明することが、本小委員会の委員の意見を総合し、決定された。しかし、初めて住民に日程調整を実施する際に、選択肢を提示せず、ファシリテーターによるグループインタビューしか提示していなかったことが、住民の証言で発覚した。当委員を含め何人かの委員が NUMO に事実確認を行い、改善要求を行ったことで、問題は解消されたかに思われた。

しかし勉強会メンバーへの日程調整の際に、一部のメンバーに対し、選択肢の提示がなく、グループインタビューのみ提示され、第三者専門家の陪席についても明確な説明がされていないのではないかという住民の証言を得た。この証言は、聞き取り調査後に得たので、結局、そのままグループインタビューが実施されてしまった。この証言が確かならば、本小委員会で決められた規則を破って、聞き取り調査が実施されたことになる。真相の究明が行われる必要がある。

2. 第三者専門家の陪席を聞き取り対象の住民に確認させなかった

住民の中には、具体的な第三者専門家を希望・指定する者もいたが、聞き取りの際に、Zoom で第三者専門家が陪席していることを画面で示さず、住民が自ら希望した第三者専門家なのか確認させず、聞き取りを実施した。それにより住民が不安を抱きながら、聞き取りが進行してしまった。

3. 事前告知のない第三者専門家の陪席

事前に 2 名の第三者専門家が陪席すると NUMO から説明を受けていたが、当日、聞き取り対象の住民の同意なく、もう 1 名出席した事実があった。それにより住民に、驚きと戸惑いを与えた。

4. 第三者専門家の陪席の要求が実現されなかったケースがある

住民が第三者専門家の陪席を要求すれば、それは最大限尊重されるべきだ。しかし住民が第三者専門家の陪席の希望を伝えたにもかかわらず、グループインタビューの日程が優先され、陪席が実現されなかったケースもあった。

5. ズームに正体不明の NUMO の参加者がいた

聞き取りの際、ズームで参加している人の中に「NUMO ROOM 4」という文字だけの参加者がいた。その者が誰なのか、住民への説明がなく、住民は監視されているような印象を受け、不信感を感じた。

6. 聞き取りの際に、事前に質問用紙を配布しなかった

住民への日程調整の際に、NUMO は聞き取り調査の質問事項の一部は見せたものの、事前に質問用紙を渡さなかった。事前配布を希望する住民がいたにもかかわらず、NUMO はそれを拒否した。住民が聞き取り調査に同意するか判断する際に、質問内容をすべて確認することは重要だと考える。それを実施しなかったことは、聞き取り調査の依頼において、誠実さに欠けていると判断される。また、質問用紙を事前に配布し、質問に対する答えを十分に考えてもらう時間を住民に提供することが、調査の質を確保する上でも、望ましい。その点でも問題である。

7. NUMO が聞き取り役の際に、住民の回答に介入した

対話の場の会員 1 人に対する聞き取り調査の際に、NUMO が聞き取り役となった回があった。その際、その会員は対話の場の疑問点などを話した。それに対し、聞き取り役の NUMO が弁明のように自ら話し出したことがあったとその会員から報告を受けた。これは聞き取り対象者の回答に影響を与えうるという点で、調査倫理上、非常に大きな問題である。

8. 退会会員への聞き取りの際に退会理由を尋ねなかった

NUMO が聞き取り調査の質問項目を決定する際に、小委員会委員は意見を求められた。当委員は、退会会員への聞き取りの際には、退会理由を尋ねることが、よりよい総括につながると指摘した。その意見を反映することに NUMO は同意した。しかし当委員は、退会会員 1 名から、実際の聞き取りでは退会の理由は尋ねられなかったと報告を受けた。

9. 聞き取り役の調査会社調査員が所属を明らかにしない

聞き取り役として調査会社の調査員を選んだ住民が、調査員に所属を明らかにするよう求めた。しかしそれを拒否されたため、住民は不信感を募らせた。住民が安心して聞き取り調査を受けられるための配慮と調査倫理が欠いていると判断される。

10. 「関与されていない町民の方」が施設の見学に行った人のみ

「関与されていない町民の方」の選定が、事実上、施設の見学に行った人のみであり、偏っている。公募や地区ごとの無作為抽出など様々な方法があるが、実施しなかった。施設見学を自ら希望し、NUMO の費用負担で行った人は施設見学を肯定的にとらえる可能性が高い。全体の回答数にバイアスが生じ、調査の公正さに否定的な影響を与えた可能性が高い。